

入札・契約制度の見直しについて

財政部 契約課

【入札・契約制度を取り巻く環境の変化】

・物価の上昇 ・人件費の上昇 ・人手不足 など



【事業の迅速な執行】

予算執行方針（抜粋）

市民生活の向上や活力ある「まち」の実現を図るため、また、市政の「変化の実感」を加速させるためにも、予算に計上した施策の効果を速やかに発現させる必要がある。それには、従来の業務の進め方にとらわれず、計画や準備の前倒し、手続きの短縮化など、あらゆる工夫を凝らし事業の迅速な執行に向け取り組む必要がある。



「入札・契約制度を取り巻く環境の変化」及び「事業の迅速な執行」に対応するために、**入札・契約制度を見直す必要がある。**

- 1 小規模工事の上限額の見直し
- 2 総合評価落札方式の見直し
- 3 印刷物の担当課契約額の見直し
- 4 請負工事審査委員会の審査対象の見直し

業務を効率化し、迅速な工事発注を図るとともに、建設資材等の上昇に対応するため、一者見積りによる随意契約可能額を引き上げるもの

小規模工事とは

- 一者見積りによる随意契約が認められている予定価格70万円以下の工事
- 建設資材・人件費の上昇及び消費税率の引き上げに伴う施工量の減少に対応するため、平成26年度に50万円から70万円へ引き上げ、現在に至る。

見直しの背景・理由

- ①建設資材等の上昇に伴い、従来と比較して70万円で施工できる量が減少

■建設資材及び労務単価の上昇状況

区分	平成27年度と令和6年度の比較	備考
建設資材	約39%上昇	(一財)建設物価調査会 建設資材物価指数に基づき算出
公共工事設計労務単価	約42%上昇	国土交通省 全国全職種平均値の推移に基づき算出

- ②技術職員が減少する中、道路等の小規模な不具合に迅速に対応するためには、二者見積よりも約2週間早く着手できる一者見積の上限額を引き上げる必要がある。

■着手までの期間の比較（日数は目安）

一者見積	二者見積	差
18日	30日	12日

※一者見積では、監督職員が行う測量、設計図書の作成等が不要となるため、着手までの期間に相違がある。

- ③近年では、県内他市においても、1者見積可能額を130万円まで引き上げている。

- ④建設業界団体からの見直しの要望がある。

検討の経過

月日	内容
11月11日	建設技術委員会において審議・決定
11月20日	入札制度研究委員会において協議・決定
11月26日	請負工事審査委員会において審査・決定

見直しの内容

【契約規則第31条の改正】

契約方法	改正前	改正後
一者見積りによる随意契約	70万円以下	<u>130万円以下</u> (随意契約上限額 ※)
二者以上見積りによる随意契約	70万円超130万円以下	—

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による上限額（県及び政令指定都市は250万円）

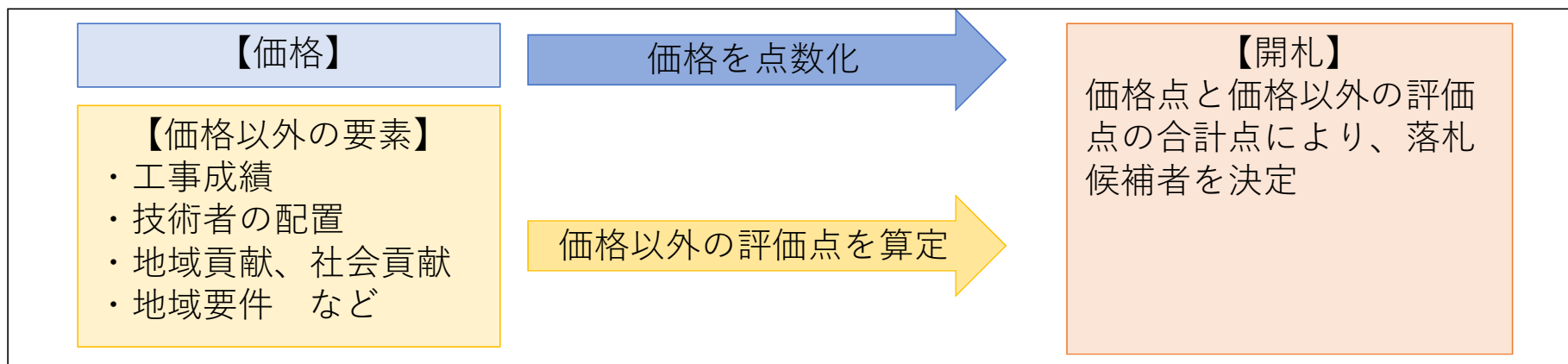
実施時期

令和7年4月1日以降に発注する工事から実施

応札事業者・落札事業者の硬直化を解消し、多くの事業者が参加できるよう、また、持続可能な建設業に向けた担い手確保を図るため、評価点の見直し等を行うもの

総合評価落札方式とは

- ・「価格」に加え「価格以外の要素」も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式とされている。
- ・平成19年度から試行を始め、令和2年度から本格実施に移行



見直しの背景・理由

- (1) 応札事業者が硬直化している傾向が見られる。
(令和5年度：案件数が多い舗装工事 A B ランクにおいて応札可能事業者124者に対して応札者20者)
- (2) 落札事業者が硬直化している傾向が見られる。
(例) 令和5年度水道施設工事では、案件数21件に対して落札者5者
- (3) 建設業では担い手確保が課題であり、総合評価落札方式においても課題解決に取り組む事業者を評価する必要がある。
- (4) 建設業界団体からの見直しの要望がある。

検討の経過

月日	内容
9月18日	総合評価技術委員会から意見徴取
11月20日	入札制度研究委員会において協議・決定
11月26日	請負工事審査委員会において審査・決定

見直しの内容

【長野市総合評価落札方式実施要領別記「総合評価点算定基準」の改正】

※具体的な内容は次ページ参照

課題	見直しの内容
(1) 応札事業者の硬直化	評価項目を簡略化した方式を新設し、舗装 A B ランクに適用
(2) 落札事業者の硬直化	①設計額5,000万円未満の工事の工事成績評定点に上限を設定 ②優良工事表彰の配点を変更 ③災害活動と防災活動の配点を変更
(3) 建設業の担い手確保	①「長野県 S D G s 推進企業」への登録を加点項目に追加 ②「建設キャリアアップシステム」の導入を加点項目に追加 ③「若手技術者」の雇用と育成を加点項目に追加

実施時期

令和7年4月1日以降に発注する工事から実施

【新設】価格以外の評価点 評価項目（簡略化した方式）

(1) 応札事業者の硬直化への対策

評価項目を簡略化した方式を新設し、舗装工事A Bランクに適用する。

※通常の方式：17項目（最高17.4点）→簡略化した方式：6項目（最高8.0点）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
工事成績	令和元年度から令和5年度における長野市発注工事における長野市発注工事の平均工事成績評定点（個々に通知済）又は令和5年度から令和6年度まで（2件以上の当該業務）の平均工事成績評定点（小数点以下第2位四捨五入1位止め）※工事成績評定点が80点以上の場合は、80点とする。	算出方法（長野市が算定） 評価点＝2点×（工事成績評定点－55）／（最高工事成績評定点－55） （小数点以下第2位四捨五入1位止め）	最大2.0
施工体制	舗装工事の施工体制	①当該工事に使用するアスファルトフィニッシャーを自社保有し、直営で施工する場合 ②上記以外で、直営で施工する場合	2.0 1.0
技術者要件	主任（監理）技術者の資格	①1級〇〇施工管理技士かつ△△管理技術者 ②1級〇〇施工管理技士 ③2級〇〇施工管理技士かつ△△管理技術者	2.0 1.0 0.5
地域要件	入札者の本店所在地と工事場所	①入札参加資格者名簿に登録された本店所在地が「〇〇」地区 ②入札参加資格者名簿に登録された本店所在地が「〇〇」地区	2.0 1.0
手持ち工事	長野市発注工事の手持ち工事量	当初契約金額 ①5,000万円以上の工事件数×－0.2点 ②3,000万円以上5,000万円未満の工事件数×－0.1点	マイナス評価 （最大-1.0）
指名停止	公告日から過去1年以内の指名停止期間に応じてマイナス評価	通算指名停止月数×（－0.5点）	マイナス評価
価格以外の評価点（合計点）			8.0

価格以外の評価点 評価項目（通常の方式）

				【改正前】		【改正後】		
		評価項目	評価内容	評価基準	配点	配点		
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績	令和元年度から令和5年度における長野市発注工事の平均工事成績評定点（個々に通知済）又は令和5年度から令和6年度まで（2件以上の当該業務）の平均工事成績評定点（小数点以下切捨て。）とのいずれかを工事成績評定点として選択	算出方法（長野市が算定） 評価点＝5点×（工事成績評定点－55）／（最高工事成績評定点－55）（小数点以下第2位四捨五入1位止め） ※設計額5千万円未満の工事の工事成績評定点は、80点を上限とする。	最大5.0	最大5.0		
		同種・類似工事の施工実績	過去15年間に公共機関等から発注された工事を元請けした者	〇〇工事（〇〇㎡以上）の施工実績が〇件以上の者 〃の施工実績が〇件以上〇件未満の者	1.0 0.5	1.0 0.5		
		施工体制 （①又は②から選択）	舗装工事の施工体制	①当該工事に使用するアスファルトフィニッシャーを自社保有し、直営で施工する場合 ②上記以外で、直営で施工する場合	0.5 0.2	0.5 0.2		
		優良工事	令和5年度又は令和6年度における長野市からの優良工事表彰の実績（但し、A・B級、B・C級の混合ランク工事は加算なし）	同一工種における表彰実績がある 他の工種における表彰実績がある	1.0 0.5	0.5 0.2		
	配置予定技術者の施工能力	保有資格	主任（監理）技術者の資格	①1級〇〇施工管理技士かつ△△管理技術者 ②1級〇〇施工管理技士 ③2級〇〇施工管理技士かつ△△管理技術者	1.0 0.5 0.2	1.0 0.5 0.2	9.3	
		同種・類似工事の従事実績	過去15年間に公共機関等から発注された元請工事に従事した者	従事実績が豊富（〇件以上） 従事実績がある（△件以上〇件未満）	1.0 0.5	1.0 0.5		
		継続学習 （適用する土木工事又は建築工事の①又は②から選択）	建設系CPD協議会に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位（土木工事に適用） 建築CPD運営会議に属する団体が認定したCPDプログラムにおける学習単位（建築工事に適用）	①土木工事：20単位以上 ②土木工事：10単位以上 ①建築工事：12単位以上 ②建築工事：6単位以上	0.3 0.2 0.3 0.2	0.3 0.2 0.3 0.2		
		企業の社会性・地域性	環境対策 （①から⑥より選択）	環境対策への取組み	①ながのエコ・サークル（ゴールド・ランク）認定事業者 ②ISO14001の認証取得事業者 ③エコアクション21の認証取得事業者 ④ながのエコ・サークル（シルバー・ランク）認定事業者 ⑤ながのエコ・サークル（ブロンズ・ランク）認定事業者 ⑥長野県SDGs推進企業 登録事業者	1.0 0.8 0.6 0.5 0.2	1.0 0.8 0.6 0.5 0.2	
			安全衛生対策 （①から③より選択）	安全衛生への取組み	①労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS18001又はISO45001）の認証取得 ②建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMs、NEW COHSMs又はCompact COHSMOS）の認証取得 ③令和5年度又は令和6年度における建設業労働災害防止協会長野県支部における活動実績	0.5 0.2	0.5 0.2	4.0
			労働福祉 （①から⑥より最大5つ選択）	①障害者雇用 ②次世代育成支援の取組み	障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数以上を雇用している又は法定雇用義務は無いが雇用している 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届出をしている	0.5 0.5	0.5 0.5	
	③女性活躍推進の取組み ④労働福祉の状況			女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届出をしている 経営事項審査の「その他の審査項目（社会性等）」のうち、欄外の項目の合計点が30点以上である	0.5 0.5	0.5 0.5		
	⑤建設キャリアアップシステム ⑥若手技術者の採用や育成	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に該当していること（経営審査事項）。 29歳以下の技術者の採用又は37歳以下の者の資格取得に寄与した事業者			0.5 0.5			
	企業の社会性・地域性	災害協定等及び活動		長野市との災害時協力協定等の締結	「災害時業務委託契約」の締結者又は「災害時における復旧協力に関する協定」等を締結している協会の会員	0.5	0.5	
			災害時応急活動の実績	「災害時業務委託契約」等の締結者のうち、公告日から過去2年間における災害時応急活動の実績	0.5	0.2		
防災活動		防災活動の実績	市との協定に基づく、公告日から過去2年以内における災害発生状況等の緊急パトロール活動等の実績	0.5	0.2			
		防災事業への参加活動実績	公告日から過去2年以内における市が実施する防災事業への参加活動実績	0.2	0.2			
除雪契約 （①から③より選択）		長野市との道路除雪業務委託契約の締結の有無（12月1日公告分から当該シーズンの契約として切り替える）	①道路除雪を自社保有機械（リースを含む）で行っている事業者 ②道路除雪を市から貸与機械のみで行っている事業者又は融雪散布業務のみの事業者 ③豪雪時における道路除雪業務委託契約締結事業者	1.5 1.0 0.5	1.5 1.0 0.5	4.1		
			地域貢献 （①又は②から選択）	①消防団員協力事業所表示制度認定事業所（消防団協力事業所表示制度実施要綱第4第1項又は第6に該当する事業所等） ②公告日から過去1年間におけるボランティア活動（地域に貢献する非営利な活動）の実績	0.5 0.2	0.5 0.2		
地域要件 （適用により①又は②から選択・③を選択）		入札者の本店所在地と工事場所	①入札参加資格者名簿に登録された本店所在地が「〇〇」地区 ②入札参加資格者名簿に登録された本店所在地が「〇〇」地区 ③入札参加資格者名簿に登録された本店所在地が「〇〇」地区	1.0 0.5 0.5	1.0 0.5 0.5			
手持ち工事		長野市発注工事の手持ち工事量	当初契約金額 ①5,000万円以上の工事件数 × －0.2点 ②3,000万円以上5,000万円未満の工事件数 × －0.1点	マイナス評価 （最大-1.0）	マイナス評価 （最大-1.0）			
指名停止	公告日から過去1年以内の指名停止期間に応じてマイナス評価	通算指名停止月数×（－0.5点）	マイナス評価	マイナス評価				
価格以外の評価点（合計点）				最高18.0	最高17.4			

(2) 落札事業者の硬直化への対策

①設計額5千万円未満の工事の工事成績評定点に上限を設定

工事成績評定点が81点以上となる工事は、大規模工事のみに限られているため、設計額5千万円未満の工事には公平性の観点から上限を設ける。

(2) 落札事業者の硬直化への対策

②優良工事表彰の配点を変更

他の中核市では、「価格以外の評価点」において優良工事表彰の点数が占める割合は約3％であるが、本市の配点（1.0点）は約6％であることから配点を変更する。

(3) 建設業の担い手確保

①「長野県SDGs推進企業」への登録を加点項目に追加

(3) 建設業の担い手確保

②「建設キャリアアップシステム」の導入を加点項目に追加

③「若手技術者」の雇用と育成を加点項目に追加

※建設キャリアアップシステムとは
技能者の保有資格・社会保険加入状況及び現場の就業履歴などを登録する仕組みで、技能者の能力・経験に応じた処遇改善に繋げることや優秀な技能者の人材育成に努めた事業者の施工能力を見える化することで、建設業界が健全に維持されることが期待されている。

(2) 落札事業者の硬直化対策

③災害時応急活動と防災活動の配点を変更

他の中核市においては、協定の締結を加点する市は多いが、活動実績を加点する市は少ないため、配点を変更する。

事業の迅速な執行を推進するため、担当課が契約することができる印刷物の金額を引き上げるもの

現行制度の概要

所属	印刷物の担当課契約額
本庁ほか	3万円未満（二者以上見積）
市立学校	5万円未満（二者以上見積）
13支所	20万円未満（二者以上見積）

※担当課契約の金額範囲

事務決裁規程及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程に基づく。

※契約方法 契約規則に基づく。

【参考】「13支所」

篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条支所

見直しの背景・理由

- ①契約課契約で行う見積合わせでは、見積期間を4日、決定から契約まで7日の期間を設けていることから、受付から契約まで最長で16日を要する。
- ②事業の迅速な執行を推進するため、柔軟で迅速な契約及び業務の効率化を図る必要がある。
- ③令和6年10月に県が本庁における印刷物の担当課契約の上限額を10万円に引き上げた。
- ④印刷業界団体から見直しの要望がある。

検討の経過

月日	内容
11月20日	入札制度研究委員会において協議・決定
11月26日	物品等供給業者審査委員会において審議・決定

実施時期

令和7年4月1日以降に契約する案件から実施

見直しの内容

	改正前	改正後
本庁ほか	3万円未満	10万円未満
市立学校	5万円未満	10万円未満
13支所	20万円未満	同左

【長野市事務決裁規程別表の改正】

【市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程別表第1の改正】

事業の迅速な執行を進めるため、請負工事審査委員会の審査対象金額を引き上げるもの

請負工事審査委員会とは

- ・長野市請負工事審査委員会規程により設置されている庁内組織で、副市長及び関係部局長で構成されている。
- ・月1回開催し、請負業者の選定方針、資格、等級格付け等を審査している。（年間約370件）

見直しの背景・理由

- ①請負事業者の選定は、要綱・要領等のルールに沿って行われている。
- ②事業の迅速な執行を進めるため、手続きの短縮化が必要
- ③中核市では、工事については、審査対象金額を1億5,000万円以上、5,000万円以上、1,000万円以上としている市が多い。

見直しの内容

【長野市請負工事審査委員会規程第2条の改正】

審査対象	改正前	改正後
工事	1,000万円以上	<u>5,000万円以上</u>
工事に係る委託	500万円以上	<u>1,000万円以上</u>
随意契約 プロポーザル方式の導入	工事：1,000万円以上 工事に係る委託：500万円以上	同左

※工種、格付け等を例外的取扱いとする案件については、従前どおりの基準により審査を行う。

検討の経過

月日	内容
11月20日	入札制度研究委員会において協議・決定
11月26日	請負工事審査委員会において審査・決定

実施時期

令和7年3月に開催する請負工事審査委員会から実施

年月日	1 小規模工事の上限額の見直し	2 総合評価落札方式の見直し	3 印刷物の担当課契約額の見直し	4 請負工事審査委員会の審査対象の見直し
R7.1.27	部長会議			
R7.1.30	法規審査委員会	要領の改正	法規審査委員会	
R7.1.31	政策説明会			
R7.3.24	—			施行 3月請負工事審査委員会から新たな対象基準で審査
R7.4.1	施行			—